

鳥羽市総務民生常任委員会会議録

平成30年9月14日

○出席委員

委員長	坂倉 広子	副委員長	奥村 敦
委員	井村 行夫	委員	戸上 健
委員	浜口 一利	委員	坂倉 紀男

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・池田選挙管理委員会書記長、奥村書記
- ・山下企画財政課長、岩井副参事
- ・寺田総務課長、寺本副参事、岡田室長、山田副室長、奥村補佐、山本係長
- ・橋本市民課長、世古補佐
- ・下村健康福祉課長、山本副参事、河原副室長

○職務のために出席した事務局職員

次長	
兼庶務係長	上村 純
兼議事係長	

(午前10時00分 開会)

○坂倉広子委員長 おはようございます。総務民生常任委員会を開会します。

委員会の開催に当たりまして、去る8月7日に当委員会副委員長の橋本真一郎委員が逝去されました。本会議において黙禱とうをささげましたが、当委員会でも黙禱をささげたいと思います。

皆様、ご起立願います。

黙禱。

お直りください。黙禱を終わります。ご着席下さい。

議案の審査に入る前に、ただいま空席となっております副委員長の選出をいたします。

選出の方法については、どのようにいたしましょうか。

(「委員長一任」の声あり)

(「異議なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 委員長一任という声をいただきました。

私のほうから指名をさせていただきます。

奥村委員によろしくお願ひしたいと思います。

○奥村 敦委員 新人でございますが、ご指名でございますので、橋本さんのかわりに残りを務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○坂倉広子委員長 それでは、副委員長には、奥村敦委員が就任することに決定いたしました。

任期は前副委員長の残任期間となり、来年4月30日までとなります。よろしくお願ひいたします。

それでは、副委員長席へお願ひいたします。

副委員長が決まりましたので、議案の審査に入ります。

本会議において当委員会に付託された案件は、議案第9号、鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正についての1件であります。

議案第9号について担当課長の説明を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○池田選挙管理委員会書記長 おはようございます。選挙管理委員会書記長の池田です。よろしくお願ひします。

提出議案9号、鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正につきましてご説明させていただきます。

提出議案書、新旧対照表ともに1、2ページをお願ひいたします。

本条例の改正につきましては、都道府県または市の議会の議員の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布することができるとする公職選挙法の一部を改正する法律が平成29年6月に施行され、これまで禁止されていましたが市議会議員選挙において選挙運動用ビラの頒布が解禁されましたことにより、条例の題名を「鳥羽市議会議員及び鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例」と改め所要の改正を行うものです。

改正の概要につきましては、候補者1名について選挙管理委員会に届け出ました2種類以内のビラ

4,000枚を上限としまして、1枚当たりの制作単価7円51銭に作成枚数を乗じた作成費を公費負担により無料とするものです。

条例につきましては、平成31年3月1日から施行するものです。この施行日につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律におきまして、施行期日を平成31年3月1日から施行するものとされていることによるものです。

なお、ビラにつきましては、配布に当たりまして、選挙管理委員会が交付します証紙をビラに添付することが必要となります。

以上、説明とさせていただきます。

○坂倉広子委員長 説明は終わりました。

ご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 3点お聞きします。

公費額はどれだけになりますでしょうか。

○坂倉広子委員長 書記長。

○池田選挙管理委員会書記長 4,000枚ということで、前回の市議会の選挙のときの17名立候補したということで、それを想定して算定したんですが、ビラのほうの作成に関する公費が1人当たり3万400円で、それと、先ほど説明させていただきましたビラの証紙の作成が1人4,000枚ですので9,828円、合計で3万9,868円ほどかかります。これに17候補者ということで67万7,756円が必要となります。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 今の選管書記長の報告では17名ということだけれども、立候補者数が。それにざっと1人4万円ですかね、かかる額は。三万九千幾らだから。20人ということになれば、仮にですよ、80万円ということになります。そうですね。

(「そうです」の声あり)

○戸上 健委員 またこれまで市会議員の選挙の場合は、公費がさまざま出ております。ポスターもそう、運動員もそう、自動車もそうということです。この上、何でビラまで公費で負担せんなんのかという市民的な批判も僕は聞いております。

そこで、ほかの自治体では、これが妥当かどうかという意見を市民から求めております。パブコメですけれども。パブコメはこの議案で出た以上、実施されなかったということですが、何で実施されなかったんでしょうか。

○坂倉広子委員長 書記長。

○池田選挙管理委員会書記長 公職選挙法の改正で、先ほど説明させていただきましたように、市民の候補者の政策を有権者が広く知る機会を持つということで、その条例改正によって、ビラの公費負担というのは制度化されますけれども、それを使う使わないのは、候補者の姿勢となってくるので、そこまではちょっと踏み込めないというところで、条例化を進めるというふうに考えております。

以上です。

○坂倉広子委員長 奥村書記。

○奥村書記 よくパブリックコメントをするときに、市が独自で決める部分についてパブリックコメントをすることが多いかと思うんですけれども、今回については法改正で、議員さんの皆さんの権利というふうになるところから、その必要はないのかなというふうには判断しております。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 法改正は個人用ビラをこれまでできなかったけれども、できるようになったとそういう法改正です。その費用負担は公費ですか、本人が持つのか、これは条例で各自治体が決めなさいということです。ですから、今回議案として上がったのは、法改正そのものをいじることは、これ、できないから、公費で負担する分、先ほど書記長の報告では67万円でしたか、仮に20人立候補ということになれば、上限ですよ。皆が使うということになれば80万円新たにかかるということです。それをオーケーする議案というふうになるわけです。

それで、僕はあんなもの必要ないという立場なんですけれども、パブコメは本来、これは四日市市議もパブコメ出しました。市民の意見どうですかと。それから高山市、それから文教が視察に行きましたけれども、こどもパブコメを実施しました。果たして公費負担が妥当かどうかと市民の意見を募るということです。

ですから、僕は、本来であれば、こういう新たに、これ、一般財源というか、別に国や県が出してくれるわけじゃないんでしょう。市が出さなきゃいかんわけでしょう。そうですわな。

(「そうです」の声あり)

○戸上 健委員 一般財源で出さなきゃいかんわけでしょう。ということは、本当に一般財源限られて、今でも乏しいのに、この上新たに出さんならんということになります。そんなものを立候補するかどうかというのは、立候補した人がどういう運動をするかとしたら、本人が持てばいいというので、何もそんなもの税金から出してやる必要はないというふうに僕は思うんです。

ですから、もっと幅広く意見を本来は求めるべきではなかったかというふうに思います。もうこれ、議案として出た以上、今さらパブコメ実施せいということは無理筋なんで、僕あえて言いませんけれども、本来であれば、執行部としては、そういう手順を踏むべきではなかったかというのが僕の意見です。

以上です。

○坂倉広子委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、審議を終わります。

続いて、採決に入る前に、委員皆さんで議案に対する討議を行いますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(「ええやろう」の声あり)

○坂倉広子委員長 討議もないようですので……

(「委員長、ちょっと待って。僕は意見あるんです」の声あり)

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 先ほども言いましたけれども、一般財源から新たに公費として出すということについて委員間でもうちょっと僕は議論したほうがいいんじゃないかなと思うんですわ。議論もせずに、これで裁決で、賛成多数で、僕は反対だけれども、通ってしまったということになると、それで果たしていいのかというふうに思うんですけれども。

委員長、ご判断はどうですか。

○坂倉広子委員長 議長。

○浜口一利委員 戸上委員の言われる新たにビラが公費で負担された、いいというような条例ということなんですけれども、市民の声というのは、当然いろいろ意見があろうかと思えますけれども、これはほかの公費負担の自動車にせい、ポスターにせい、いろいろあるわけなんで、それも公費負担ということでもう許されているという中で、ビラだけというパブリックコメントもなかなかできないと思えますけれども。私はもう条例でこのような議案が出てきたということで、私はもうこれでいいと思うんですけれども。使う使わんは議員のそら、個人で考え方があると、当然そういうことですもんで、それでいいと思えます。

○坂倉広子委員長 というご意見ですが……

(「委員長、よろしいか」の声あり)

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 議長のご意見は承りましたけれども、僕はさっきも言うたのは、今でも公費で多額の1,000万円以上の金を、1,000万円以上になるわな、市会議員の公費負担というのは。でもそれは一般財源で市民が負担しておるわけです。その上プラスして、新たに何でこのビラの分まで持ってやらんならんのかと、市民が、というのは僕の意見です。もう必要ないというのが僕の意見です。

それで、選挙期間中、ビラを出せるというふうに今回なったけれども、それ以前にも出せるわけだし、公選法に即してですよ。実際そうしている候補者もおるというふうに思うんです。あえて、もう選挙中に出せるということは、それだけ候補として広がるわけだから、僕は賛成なんです。そういうのは賛成なんだけれども、それを市民の税金で出したる必要はないという意見です。

○坂倉広子委員長 井村委員。

○井村行夫委員 そうなりますと、今まで先ほど言われた車とか、それからはがき、いろんな新聞等いろんな公費で賄われているものも全部合算してという言い方やないんですけれども、それも含めて、じゃ、チラシのほうもこうやというのを全部含めて議論をしなくてはいけない部分になってくるので、この部分については、今回という、このチラシという部分が、その立候補する人の、車の場合でもほかの場合でも、みんなするせえへんというのがいろいろあると思えますので、そこら辺はその候補者の考え方によって変わってくるというふうに思いますんで、このチラシについてもどうかというふうになってくると、やはり候補者がそれを選択することで私がこうこうであれば、しない人もあれば、する人もあるんで、ほかの部分もそうですけれども、そういう決まりということで、今までのやつを全部ひっくるめて議論するんでしたら、この部分この部分となってくるんでしょうけれども、この部分が一つここへ入ってきたというような部分があって、これを選択するのも候補者次第やということであれば、私はまたそれでいいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 議長。

○浜口一利委員 この公費負担という部分、なぜ公費負担にするかというもとからほんなら考えていかなあかんということになってくるんで、誰でも履行できるというようなことで公費負担があるということは聞いていますけれども。そういうことやもんな。

(「早く言うたら、そういう理解で」の声あり)

○浜口一利委員 なので、ビラだけに、そら、戸上委員の言われるように市税ということを余り強調してこの場で、承知の上なんで、あえて言う必要はないと思うんですけども。

(「それをわかってへんところもある」の声あり)

(「委員長、よろしいか」の声あり)

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 これまでの公費負担について、市条例の改正のときに僕はおりませんでしたもので、その賛否明らかにしておりません。

それで、僕もそのときおれば、そら、あかんと、反対しておったというふうに思います。それはもうそやもんで、今はもう条例として決まっておる以上は守らなければなりませんし、履行しなきゃいけませんもんで、それを僕も活用します。活用しますけれども、今回は、新たにそれにプラスしてビラまで公費でもってやる必要はないというのが僕の意見です。

以上。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○坂倉広子委員長 それでは、ないようですので、採決に移ります。

裁決を行います。

お諮りします。

議案第9号、鳥羽市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立を願います。

(起立多数)

○坂倉広子委員長 起立多数であります。

よって、議案第9号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

これで付託議案の審査を終わります。

委員よりその他の通告が出ております。

説明員を入れかえのため、暫時休憩いたします。

(午前10時20分 休憩)

---

(午前10時25分 再開)

○坂倉広子委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

その他の件ですが、通告順に発言を許します。

戸上委員。

○戸上 健委員 前回の委員会から3カ月たちまして、随分たまっておりますもんで、5点聞きます。

それで、その他事項ですので、一般質問や議案質疑のようにとことん詰めるということはありません。寸どめしますもんで、皆さんもご安心してください。

1点目ですけれども、今全国的に問題になっております障がい者雇用の水増し問題についてお伺いします。

本市の障がい者雇用者数と率、障害者手帳の確認などの状況はいかがでしょうか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 総務課、寺田です。よろしくお願ひします。

障がい者雇用者数、それから障がい者の雇用率、それから障害者手帳の確認についてでございますが、毎年6月1日現在における障がい者雇用率を算定しまして、三重労働局のほうに報告をしております。その際に障害者手帳の所持者の職員のほうについては、個別に確認をまずはしております。

それから、平成30年、ことしの6月1日現在の身体障害者手帳所持者の職員が3名、それから療育手帳所持者が1名の計4名となっております。そのうち身体障害者手帳の重度者、等級でいいますと、2級以上の職員ですけれども、それが2名おります。

障がい者雇用率の算定上、重度者は1名が2名とカウントすることになっておりますので、算定上の雇用者数は、全体で6名となりまして、市の障がい者雇用率は2.48%となっております。

障がい者の法定雇用率は平成30年4月1日から以前までより0.2%引き上げられまして、現在2.5%となっております。率につきましては、若干下回りますけれども、雇用すべき障がい者数は6名でありますので、障がい者の雇用者数はクリアしておることになっております。

また、平成31年度の職員採用募集におきまして、一般事務職の身体障がい者枠、これを設けて募集をかけたんですけれども、応募は残念ながら、現在のところありませんでした。

それから、9月1日後、現在知的障がい者を対象とした技能員の募集を行っているところでありまして、今後一般事務職の身体障がい者対象の枠の再募集についてもまた検討していきたいと思っております。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうしますと、総務課長、今全国的にも問題にもなっていますし、三重県でも教育委員会が俎上に上りましたけれども、ああいった事例は本市の場合、なしということでもよろしいわけですね。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○寺田総務課長 調査時点で手帳を持っておる職員については、随時確認をその時点で行っておりますので、そういう水増しといった障害者手帳を持っていないのにカウントするとかそういうことはございませんので、よろしくお願ひします。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 安心しました。大したもんだと思います。



次に、これ、さきの19号となっていますけれども、副参事のほうから訂正されまして、20号台風と21号台風で、20号台風で2,200件でしたか、21号台風で1,600件でしたか、市内で停電が発生しました。非常に不便になったんですけれども、その理由と電力会社の対応、市民に対する周知、これについてお聞かせください。

○坂倉広子委員長 総務危機管理副参事。

○寺本副参事 総務課、寺本です。よろしくお願いします。

さきの台風20号、21号で発生した停電の理由につきまして、中部電力伊勢営業所に確認したところ、台風20号、21号ともに、強風による倒木や飛来物による電線の断線などが原因で停電したと回答をいただいております。

台風20号による停電状況であります、8月23日から24日、三重県全体で2万8,600戸、伊勢営業所管内が伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町の6市町で約3,210戸が停電いたしました。鳥羽市内は、約870戸が停電し、最大約13時間43分の停電となりました。

また、台風21号時における停電状況にありましては、9月4日から6日にかけては、三重県全体で約28万2,800戸が停電し、伊勢営業所管内で約3万8,700戸が停電いたしました。鳥羽市内では、約1,730戸が停電し、最大約34時間47分の停電となりました。

電力会社の対応周知につきましては、停電復旧対応にありましては、作業が安全管理の面から強風時には行うことができず、待機となりますので、風がおさまってから活動となりますので、配線状況の確認が二、三時間かかるということで、それからの復旧作業となります。また、台風接近時には、各離島などに前日から前々日に職員を待機させて対応していると聞いております。

周知につきましては、お客様からの入電における対応を実施するとともに、ホームページで停電状況を掲載しているということと、長時間停電場所には防災無線の依頼、広報車で停電周知を行っているという回答をいただいております。台風20号時には、当市のほうにも桃取地区、答志地区での停電が発生したことから、防災無線の依頼がありました。

電力会社の改善方法につきましては、現在中部電力管内の対応状況を確認しており、検討中ということです。以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 中部電力伊勢営業所長は、鳥羽市の防災会議の構成メンバーになっております。これ、間違いないんですね。市の防災計画によりますと、第2項で、事業者の実施責任というのがあって、事業者は発災後の円滑な事業継続に努めるというふうになっております。そして、具体的には中部電力三重支店がやるべき課題として、5点挙がっております、災害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施ということがうたわれております。市警戒本部の所掌事務一覧でも総務課は広報広聴活動というのが9番目にうたわれております。

この間、停電になって、いつ復旧するのかということ中部電力の伊勢営業所に電話しても、全く通じません。先ほどの副参事の説明によりますと、ホームページに掲載しているということと、それから、防災無線というふうでありましたけれども、ホームページは停電しておるんだから、自宅のホームページのパソコンの場

合は開けません。それから、スマートフォンの場合もさっきの21号の場合は、最大34時間47分停電したということになりますと、当然充電もできません。電気切れになっております。そうなりますと、住民からすれば、最大の関心は、いつ復旧するのかということです。いつ復旧するかについて、防災無線の依頼があったとおっしゃいましたけれども、桃取と答志ですね、これで市のほうとしたら、今の停電はいつごろ復旧する見込みですというアナウンスはなされたのでしょうか。

○坂倉広子委員長 防災危機管理副参事。

○寺本副参事 21号時のときは、依頼がなかったことから……

(「なかったんですか」の声あり)

○寺本副参事 はい。放送のほうはかけておりません。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ごめん。僕の聞き違いかもわかりませんが、20号のときはあったんですか。

○坂倉広子委員長 副参事。

○寺本副参事 20号のときには、8月24日の朝方に中電のほうから防災行政無線の広報依頼がありましたので、同日7時に防災行政無線にて広報を行いました。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 その広報の内容は、復旧見込み時間も含まれておりましたのでしょうか。

○坂倉広子委員長 防災危機管理、山田副室長。

○山田副室長 防災管理室副室長、山田です。よろしく申し上げます。

その朝、私残っていたんですけども、そのときに依頼があった内容としては、今から答志島に向かって、何が原因かというのを調査してからというような形でしたので、放送したときには、いつ復旧するかということの依頼はなかったもので、中電の依頼のとおり、放送を流させていただきました。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうですよ。桃取の住民の方にお聞きしますと、防災無線があったけれども、一番知りたい、一体いつ電気がつくのかということについては一切なかったということでした。ですから、暗闇の中で寝たきりの障がいをお持ちのご家庭は、本当に苦労なさったそうです。突然電気がぱっとつくんだから、もっと丁寧に事業者に対して、先ほども触れましたように、防災計画の中では委員のメンバーになっておるんだから、それぐらいの役割を果たしてもらいたいというふうに思います。

今後見通しなかなかつかないかもわからんけれども、例えば5時間後にはもう復旧しますとかそのぐらいのことはわかるというふうに思うんです、電力会社であれば。その点を改善するように、ちょっと言うたってもらいたいというふうに思います。

次に、避難所についてお伺いします。

これは本会議の一般質問で坂倉委員長がなさいましたもので、私はちょっと具体的なやつで、僕も2回の台風で安楽島学区の4カ所、避難所を回りました。職員もそれから町内会長さんも自主防災会のメンバーも待機してみえて、全部じゃないけれども、待機してみえて、対応に当たっていらっしゃいました。本当に職員の皆さんもご苦労さんだったというふうに思うんです。それはねぎらいたいというふうに思うんです。

それで、特に20号台風のときは、もう非常に暑かったもんで、冷房、エアコンのあるところと、エアコンのないところ、例えば鳥羽高校の体育館と安楽島小学校の体育館はエアコンありません。20号台風のときは、鳥羽高校、安楽島小学校は大型の扇風機を回しておりました。鳥羽高校の体育館は扇風機もありませんでした。21号台風の場合は、鳥羽高校の体育館は、宿直室から職員が扇風機借りてきて、そしてそれを回しておりました。

夏はそのエアコンと、冬はとにかく体育館というのは、吹きっさらしで、暖房がないと凍えるというふうに思うんです。特に乳幼児や高齢者の場合は、ことさらダメージが大きいと僕は思います。

それで、鳥羽高校の体育館は、ほかに処置がなかったんでしょうか。

○坂倉広子委員長 寺本副参事。

○寺本副参事 現状としましては、体育館に冷暖房がついておるところはなかったんですが、やはり現場の地区指定員の判断、機転によって、学校所有の扇風機とか冷暖房、空調設備がきいておる部屋への移動とかそういったものを行ったところの報告は受けております。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それをベターなことをなされたというふうには思います。

鳥羽高校の体育館の場合は、体育館のトイレは和式しかありません。私がお伺いしたときには、車椅子の避難者の方が見えました。それで車椅子ですもんで、和式ではトイレできません。ずっと本館の一番、あれは300メートルぐらい体育館から一旦出て、もうどしゃ降りなんですよ、外は。傘差しながら、本館の洋式のトイレまで車椅子を押して、そしてそこでトイレなさるという状態でした。

鳥羽高校の体育館の場合は、学校の職員の方が、体育館であんまり冷暖房、ちょっとひどいので、用務さん宿直室、ここを避難所に開放して、そして避難者を処遇したということもあります。その場合は、避難者の方は大変喜んでいらっしゃいました。あんな吹きさらしじゃないところですよ。そういうことができなかったのかというふうには私は思うんです。それで、職員の方は2人おりましたけれども、以前はそういうことがあったということも、20号台風も21号台風も同じ職員でしたから、あったということは把握しとるはずなんで、そういう車椅子の方も宿直室を今回利用できないのかというようなアクションができなかったのかと私は思います。

それから、それに比べて、武道館の場合は、武道館もあれは体育館になっておるんですけども、体育館のところは避難所になるとるんですけども、余り暑かったもんで、冷房のきいた別室に案内して、そこで退避していただいたと。それから、安楽島公民館も本当は2階が避難所になっておるんですけども、ここはエアコンないもんで、下の和室に退避していただいたと。その場その場の町内会長さんや職員の判断で、より快適なベストな避難を探究しておりました。そういうふうにも現場で十分考えて、そういう対応をせいということを指導してやっていただきたいというふうに思います。これは要望です。

次に、企画財政課にお伺いします。

ふるさと納税の問題です。

これが、9月12日の読売新聞だけれども、返礼品規制で、来年4月実現を目指すというふうに、これは来年の通常国会に改正が出て、調達価額が寄附額の3割を超える場合、それから地場産業産品以外、いずれに当

たる自治体はもう対象外にすると。ふるさと納税を認めないということに、厳しい対応、態度に出しております。

それで、きょうの新聞報道によりますと、この鈴鹿市の市長は、国に対して不快感を示して、返礼品の指摘、一方的過ぎるといふ報道もあります。

今決算を審議しておるんだけど、29年度決算は、ざっとふるさと納税額5億円、四億九千九百万円でざっと5億円で、返礼品の補償額が2億4,000万円、2億5,000万円近い額です。ですから、50%に鳥羽の場合は達しておりました。これを30年度は3割以下にとどめる努力をなさったというふうに思うんですけど、この国の2つの要件に該当する自治体に鳥羽市はなっていないのかどうか、心配の声が市民の中から出ておりますもんで、その点ご答弁ください。

○坂倉広子委員長 企画財政課副参事。

○岩井副参事 企画財政課副参事、岩井です。よろしくお願いします。

本市におきましては、先日返礼品の2つの要件、3割未満、あと、地場産品ということなんですが、その指示は去年、平成29年春と平成30年春と2回同じのが出されています。鳥羽市は去年、29年春の段階で5割やったものがあったんですが、その時点で全て3割にさせていただいていますので、3割未満ということになっています。あと、地場産品の返礼品については、今のところ、地場産品で返礼を行っているところであります。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 本来国のほうが音頭をとって全国的に盛り上がり、鳥羽も29年度は5億円のうちの半分2億5,000万円、地域の地場産品を中心とする返礼品になったと。それは地域の経済にも大きな効果をもたらしておるんです。それをこんなことを言うてくるというのは、僕も鈴鹿市長と同じ気持ちです。何でこんな横やり入れてくるんやというふうに思います。

しかし、担当課のほうは国の言いつけ守って外されると困りますから、外されない方向になっておることでした。わかりました。

次に、市民課にお伺いします。

LGBT、例の性差別の問題での対応での国民健康保険証の性別記載変更可能について本市はどうなっておりますでしょうか。

○坂倉広子委員長 市民課長補佐。

○世古課長補佐 市民課、世古です。よろしくお願いします。

今本市におきましては、現在委員が言われるような事例というのはございません。ただし、平成24年9月21日付で厚生労働省から、国民健康保険被保険者証の性別表記についてという文書が出されております。

(「そうですわね」の声あり)

○世古課長補佐 はい。内容としましては、被保険者から被保険者証の表面に記載をされております戸籍上の性別を記載をしてほしくない旨の申し出があった場合、やむを得ない理由がある場合は、保険者、市町村がそれをやむを得ない理由があると判断した場合は、保険医療機関で安易に確認ができるように配慮すれば、性別の表記方法を工夫しても差し支えないというような内容になっております。例えば被保険者証の表面の性別は裏

面参照として、裏面の備考欄に戸籍上の性別は男または女と記載する方法などが示されております。

ですので、本市におきましても、そういった事例があった場合は、この文書に基づいて対応することになると思います。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 僕の健康保健証、これ、参考のために持ってきたんですけども、この表面に名前と生年月日と運用開始月日があります。その生年月日の横に性別というのがあって、これは大きな字で、僕の場合男と、当然なんだけれども、男と書いてあります。ですから、LGBTの方の場合、これを男と書かれるということで悩まれるという場合もあるわけですね。ですから、さっき課長が答弁したように、厚労省のほうは通知を出しました。この裏面の備考というところがありますので、備考欄がありますので、ここへ性別、小さく、僕の場合、男だけれども、女とこういうふうに書くということになるんです。

これを先ほど申し出がなかったということですけども、こういうふうになっていますと。それで男として記載される、女として記載されることについて違和感を持たれる方は鳥羽市内にもいらっしゃるはずなんです。そういう場合は、こういう保険証にしてもあらゆる性別記入のものに対してしかるべき申し出があれば、理由があれば配慮できますということを何らか告知なさいましたでしょうか。

○坂倉広子委員長 課長補佐。

○世古課長補佐 私が知る限りでは、そういった周知はしていないというふうに思っております。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 一般質問で木下順一議員がこの問題取り上げたと思うんです。そやので、あなた方も認識新たにされたというふうに思います。まだそういう違和感を持たれている方が、性別記入ですよ。こういう国のほうの通知があるんだと。ですから、市へ申し込めば、書かなくていいと。裏面に書くとかそういう道があるんだということをぜひ周知してほしいというふうに思います。これ、要望です。課内で検討しておいてください。

次に、健康福祉課にお伺いします。

鳥羽は子育て応援の先進市としてこれまで努力もしてきました。保育所についても待機児童はゼロということと通ってきました。僕もそういうふうに思っております。

ところが、産休明けの保育で、希望する保育所に入れずにたらい回しになったという状況があるというふうにいるけれども、そういう事態は起きておりませんかというのが質問です。

○坂倉広子委員長 健康福祉課、山本副参事。

○山本副参事 健康福祉課副参事の山本です。よろしく申し上げます。

保育所の入所のことなんですが、現在鳥羽市では平成30年4月現在で、市内に9カ所の保育所でゼロ歳から5歳までの411人を預かっております。職員体制としましては、保育士業務を含めた調理員、合わせて100名の体制で保育サービスを提供しているのが今のところなんです。

委員言われました入所のところなんですが、基本的な入所につきましては、毎年11月から入所の希望を申し込みをとりまして、その希望に沿った人員配置をさせてもらっています。年齢によって保育士の配置基準等

がいろいろございますので、その基準に沿った保育士の配置を予算づけをいただき、現在進めているところで

す。

ご質問の産前産後の体制につきましては、11月の申し込み時にも予定がわかっている人につきましては、その時点で申し込みをいただいて、年度当初の予算づけのときに予算措置をさせていただきながら、順次入所を進めているところでありますが、今回委員が言われますその件につきましては、子供の年齢と希望の保育所、その中で体制が整ったところへ案内をさせていただいたということで、順次毎年そういう形で体制を整えながら、予定をしていなかった年度途中の入所希望については、保育士の確保を基準に入所の体制をとっているのが現状であります。

以上です。

○坂倉広子委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 せっかくこの鳥羽市で赤ちゃんが誕生して非常にめでたいことです。それで、お母さん働かなきゃならない、そのためには産休明けで保育所に預かってもらうというのは、もう基本中の基本です。働くわけだから、一番自宅から近い保育所に預けて、そして通勤時間、これを可能な限り短くするというのは当然のご要望だというふうに思うんです。いろいろ条件やぐあいがあるだろうけれども、鳥羽の子育て、そして1人赤ちゃんが誕生することの大事さ、そしてそれをフォローする行政の対応、それを十分これからも心して、配慮して臨んでいただきたいというふうに思います。

これでとどめておきます。

○坂倉広子委員長 以上でよろしいでしょうか。

○戸上 健委員 はい、以上です。

○坂倉広子委員長 それでは、答弁は求めないということでございますので。

ご発言もないようですので、その他を終わります。

これをもちまして、委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

以上で本日の総務民生常任委員会を閉会いたします。

(午前10時58分 閉会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

平成30年9月14日

総務民生常任委員長      坂   倉   広   子